

回覽

令和 8 年 1 月 15 日

琴が丘団地にお住まいの方へ

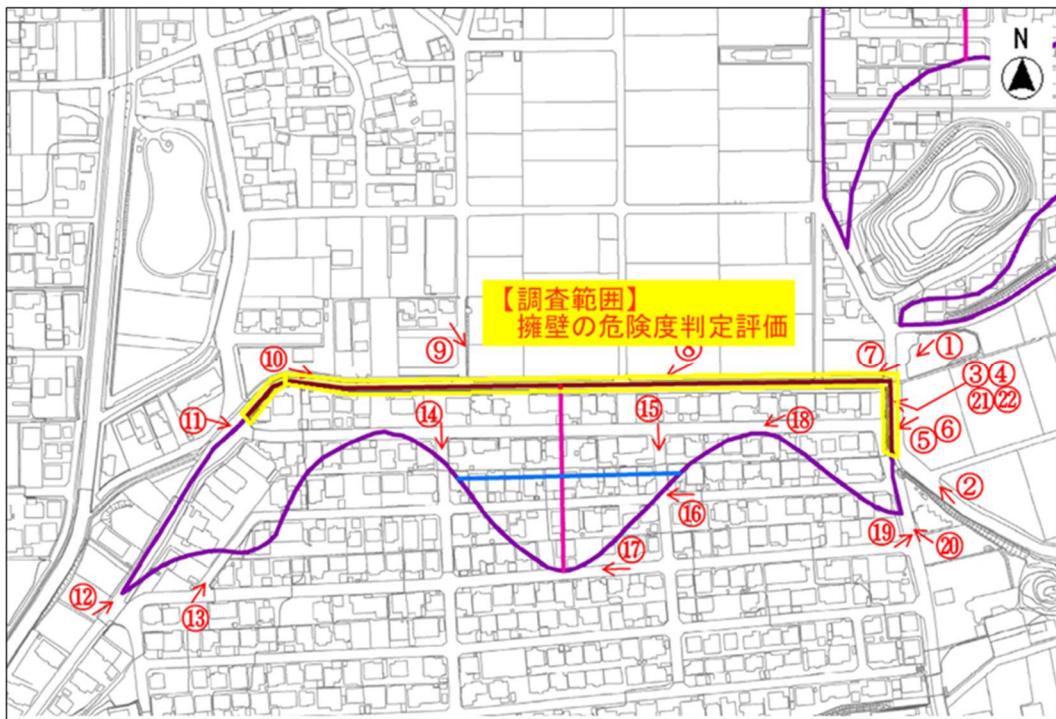
各務原市都市建設部都市計画課長

擁壁調査のご協力のお願いについて

日頃より各務原市行政に対し格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
当市では、現在市内全域で大規模盛土造成地の調査業務を委託し、目視等による現地確認を行っております。

調査の結果、琴が丘団地にお住まいの方が所有されている下記の擁壁について、追加調査(別紙の擁壁危険度判定)が必要となったため、改めて調査を実施させていただきます。

実施時期は、令和8年1月～2月のうち半日で実施を予定しております。よろしくお願ひ申し上げます。



【問い合わせ先】

各務原市都市建設部都市計画課

担当:篠田、柿元

連絡先:058-383-7245(平日 8:30~17:15)

Mail:tkeikaku01@city.kakamigahara.gifu.jp

■擁壁の危険度判定評価

調査内容 : 宅地擁壁の健全度判定（簡易地盤調査）
準拠基準 : 宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル 令和4年4月 国土交通省
調査場所 : 各務原1-3（琴が丘団地）
作業時間 : 目視による現地調査（作業時間0.5日）

各務原1-3 琴が丘団地



(1) 調査方法

宅地擁壁の危険度判定は、主に目視調査によることを基本とし、近い将来、擁壁倒壊などによって宅地地盤に重大な影響を与えるか否かの観点で実施する。なお、擁壁天端に設置されている転落防止柵やブロック塀の劣化状況などの宅地地盤に直接影響を与えないと考えるものについては考慮しない。

宅地地盤の健全度判定は、擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点（環境条件・障害条件）と変状点の組み合わせ（合計点）によるものとし、その宅地地盤の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、総合的な判定を行うものとする。

(2) 健全度の判定区分

宅地擁壁の健全度の判定は、表 II-18 に示す健全度判定区分により行うものとする。

表 II-18 宅地擁壁の健全度判定区分

基礎点+変状点	健全度 判定区分	判定内容*
5.0 点未満	高	小さなクラック等の変状を必要に応じて補修し、雨水の浸透を防止すれば、当面の危険性はないと考えられる宅地擁壁である。
5.0 点以上 ～9.0 点未満	中	変状程度の著しい宅地擁壁であるが、必要に応じて補修を実施したうえで、経過観察で対応する。その結果、変状が進行性のものとなった場合は継続的に点検を行うものとする。また、変状等の内容及び規模により、必要に応じて勧告・改善命令の発令を検討し、予防保全対策の必要性についても検討を行う必要がある。
9.0 点以上	低	変状等の程度が特に顕著で、危険な宅地擁壁である。早急に所有者等に対しての勧告・改善命令の発令を検討する必要があり、予防保全対策を行うとともに、周辺に被害を及ぼさないよう指導する。

『宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル P26』

(3) 宅地擁壁の健全度判定に用いる記録シート

表 II-19 宅地擁壁の健全度判定に用いる記録シート（練石積み造擁壁）

整理番号		所在地				
調査年月日		緯度		経度		
設置時期		壁面の高さ		建物との離隔		
地形区分		擁壁の勾配		建物の階数		
調査者		壁面の方角		建物の構造		
	区分	項目	チェック	評価基準	配点	
基礎点	環境条件	湧水	擁壁表面が乾いている。		0.0	
			常に擁壁表面が湿っている。 擁壁背後が湿潤状態で目地や水抜き穴から湿気が感じられる。		0.5	
			水がしみ出し、流出している。 水抜き孔はあるが、天端付近で水が浸透しやすい状況にあり、かつ湧水がみられる。		1.0	
		排水施設等	3 m ² に1ヶ所以上、内径7.5 mm以上の水抜き穴及び排水施設がある。または、天端付近で雨水が地盤に浸透しない状況にある。		0.0	
			水抜き穴はあるが、天端付近で雨水が地盤に浸透し、水抜き穴が詰まっている。		1.0	
		擁壁高さ（H）	水抜き穴が設置されていない。または、水抜き穴が3 m ² に1ヶ所以上、内径7.5 mm以上を満たしていない。		2.0	
			1m < H ≤ 3m		0.0	
			3m < H ≤ 4m		1.0	
			4m < H ≤ 5m		1.5	
			5m < H		2.0	
変状点	擁壁の変状	排水施設の障害	異常なし。		0.0	
			天端排水溝に土砂が堆積し、雑草が繁茂している。さらに、天端排水溝にずれ、欠損がある。または、天端背後にクラックがみられる。		0.5	
			上記に加え、擁壁のクラックまたは目地からの湧水があり、天端には小陥没もみられる。		1.0	
			上記に加え、排水溝に破損、沈下、ずれなどがみられる。		1.5	
		劣化障害	異常なし。		0.0	
			表面が風化により磨耗し、ざらざらになっている。		0.5	
			上記に加え、合わせ目の破損が目立ち、目地モルタルが剥落している。		1.0	
			表面が剥離したり、欠損などが目立ち、抜け石もみられる。		1.5	
		白色生成物障害	異常なし。		0.0	
			積石の一部から裏込めコンクリートの白色生成物が析出している。		0.5	
			積石の数箇所から白色生成物が析出しており、その高さが一定である。		1.0	
			積石の全面に白色生成物が析出し、漏水もみられる。		1.5	
変状点	擁壁の変状	横クラック	横クラックなし。		0.0	
			擁壁中央付近の積石の目地部分に沿って水平方向のクラックがある。		3.5	
			擁壁中央付近の積石の目地部分および積石自体にも水平方向のクラックがある。		5.0	
			擁壁中央付近の積石の目地部分および積石に水平方向のクラックがあり、さらにクラックが開いている。		6.5	
		縦クラック	縦・斜めクラックなし。		0.0	
			擁壁前面の積み石に沿って縦・斜めクラックがある。		2.0	
			積み石に沿った縦・斜めクラックの幅が大きく、隙間ができるている。		3.5	
			擁壁が縦・斜めクラックを境に前後または上下にずれている。		5.0	
		コーナー部クラック	コーナー部にクラックなし。		0.0	
			コーナー部に斜め方向にクラックがある。		2.5	
			コーナー部に斜め方向にクラックがあり、水の滲み出し跡がある。		4.0	
			コーナー部に斜め方向にクラックがあり、ずれが生じている。		5.5	
		水平移動	水平移動なし		0.0	
			擁壁の目地部に5mm未満の前後のずれがある。		3.0	
			擁壁の目地部に5mm以上2cm未満の前後のずれがある。		4.5	
			擁壁の目地部に2cm以上の前後のずれがある。		6.0	
		不同沈下（目地の開き）	不同沈下（目地の開き）なし。		0.0	
			擁壁の目地部に5mm未満の上下のずれ、または左右の開きがある。		4.0	
			擁壁の目地部に5mm以上2cm未満の上下のずれ、または左右の開きがある。		5.5	
			擁壁の目地部に5mm以上の上下のずれ、または左右の開きがある。		7.0	
		ふくらみ	ふくらみなし。		0.0	
			擁壁全体が前方へふくらんでいる。		4.5	
			ふくらみがさらに大きくなり途中の積石に抜け落ちがみられる。		6.0	
			全面へのふくらみが大きく、途中の積石に抜け落ちがみられる。		8.0	
		傾斜・折損	傾斜・折損なし。		0.0	
			擁壁がわずかに前傾（後傾）している。		5.0	
			擁壁全体が明らかに前傾（後傾）している。		6.5	
			擁壁全体が明らかに前傾（後傾）し、かつ途中に折損がみられる。		9.0	
基礎点		0.0				
変状点		0.0				
基礎点+変状点		0.0				
健全度判定区分		小				

※基礎点=環境条件の最大点+障害状況の最大点、 変状点=擁壁の変状の最大点

『宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル P27』